

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年10月21日

鹿児島地方法務局霧島支局 登記官 石 神 栄 二

記

意見又は資料の提出先

〒899-4332

霧島市国分中央3丁目42番1号

鹿児島地方法務局霧島支局

TEL 0995-45-0064

## 別紙

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m <sup>2</sup> )
3416-2021-0001	始良市永瀬字宮前116番2	雑種地	118
3416-2021-0002	霧島市国分中央一丁目2093番	墓地	3160
3416-2021-0003	霧島市国分中央一丁目2095番	墓地	5005